

(一財)岐阜県バスケットボール協会の後援名義等の申請について

〔対象事業〕

1. バスケットボール活動の発展や推進に寄与するもの
2. 教育的に有意義なもの
3. 営利を目的としないもの
4. 特定の政党または特定の宗教を支持・支援するものでないもの
5. 特定の主義主張の浸透をはかる目的を有しないもの
6. 事業の規模が郡市単位以上であること
7. 事業の対象に対して過重の負担を負わせないもの
8. その他の協会運営や協会事業等に支障をきたさせないもの
9. 事業が市町村範囲のものは、地元の市町村教育委員会・地元の協会の共催または後援を受けているもの

〔主催者の範囲〕

事業の主催者は、その主体が県内に所在するもの、または県内の住民を中心に対象とし上記対象事業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 国及び地方公共団体の期間、施設又はそれらの連合体
- (2) 学校法人
- (3) 社会教育団体で郡市単位以上の規模を有するもの
- (4) 各市町・地区協会でその対象が郡市を超えたものも含まれるもの
- (5) その他岐阜県バスケットボール協会が適当と認める個人、学校法人以外の法人又は郡市単位以上の組織を有する団体

〔申請手続き〕

後援名義を申請する者は、必要事項を記入した申請書と添付書類を事業開始の1ヶ月前までに提出してください。

・申請書様式

Word 様式

・添付書類

1. 収支予算書（参加料または入場料を徴収する場合のみ）
2. 事業の開催要項
3. 主催団体の規約及び沿革（公共団体以外の場合、新規の申請の場合のみ）
4. 役員名簿（任意様式、役員等が選出されている場合のみ）
5. 賞のリスト（任意様式、賞の交付がある場合のみ）

〔事業報告〕

後援名義の承認を受けた者は、必要事項を記載した事業報告書と添付書類を事業終了後から1ヶ月以内に提出してください。

・事業報告書様式

Word 様式

・添付書類

1. 収支決算書（参加料または入場料を徴収した場合のみ）
2. プログラム等
3. 受賞者名簿（任意様式、賞の交付があった場合のみ）
4. その他